

公 告

地方税法第20条の2第1項及び八郎潟町税条例第18条の規定により公示送達の公告をします。

なお、送達すべき書類は八郎潟町役場税務会計課において保管していますので、送達を受けるべきものは申し出てください。

令和 8年 6月19日

八郎潟町長職務代理者 八郎潟町副町長 小野 良幸



納税通知書 宛名番号	送達する書類の 名称及び通数	氏名 (名称)	摘要
5019508	令和8年度 固定資産税納税通知書、 課税明細書及び納付書	有限会社日栄木材	第1期納期限は、令和8年7 月31日へ変更する。

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

地方税法第20条の2第1項及び八郎潟町税条例第18条の規定により公示送達の公告をします。

なお、送達すべき書類は八郎潟町役場税務会計課において保管していますので、送達を受けるべきものは申し出てください。

令和 8年 6月19日

八郎潟町長職務代理者 八郎潟町副町長 小野 良幸



納税通知書 宛名番号	送達する書類の 名称及び通数	氏名 (名称)	摘要
5028108	令和8年度 固定資産税納税通知書、 課税明細書及び納付書	松竹商事株式会社	第1期納期限は、令和8年7 月31日へ変更する。

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

地方税法第20条の2第1項及び八郎瀉町税条例第18条の規定により公示送達の公告をします。

なお、送達すべき書類は八郎瀉町役場税務会計課において保管していますので、送達を受けるべきものは申し出てください。

令和 8年 6月19日

八郎瀉町長職務代理者 八郎瀉町副町長 小野 良幸



納税通知書 宛名番号	送達する書類の 名称及び通数	氏名 (名称)	摘要
5012309	令和8年度 固定資産税納税通知書、 課税明細書及び納付書	株式会社寿企業	第1期納期限は、令和8年7 月31日へ変更する。

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

地方税法第20条の2第1項及び八郎潟町税条例第18条の規定により公示送達の公告をします。

なお、送達すべき書類は八郎潟町役場税務会計課において保管していますので、送達を受けるべきものは申し出てください。

令和 8年 6月19日

八郎潟町長職務代理者 八郎潟町副町長 小野 良幸



納税通知書 宛名番号	送達する書類の 名称及び通数	氏名 (名称)	摘要
20002874	令和8年度 町県民税・森林環境税 納税通知書及び納付書	遠藤 貴大	第1期納期限は、令和8年7 月31日へ変更する。

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。